

美浜町 高齢者福祉計画・ 第9期 介護保険事業計画

令和6～8年度

計画策定の背景

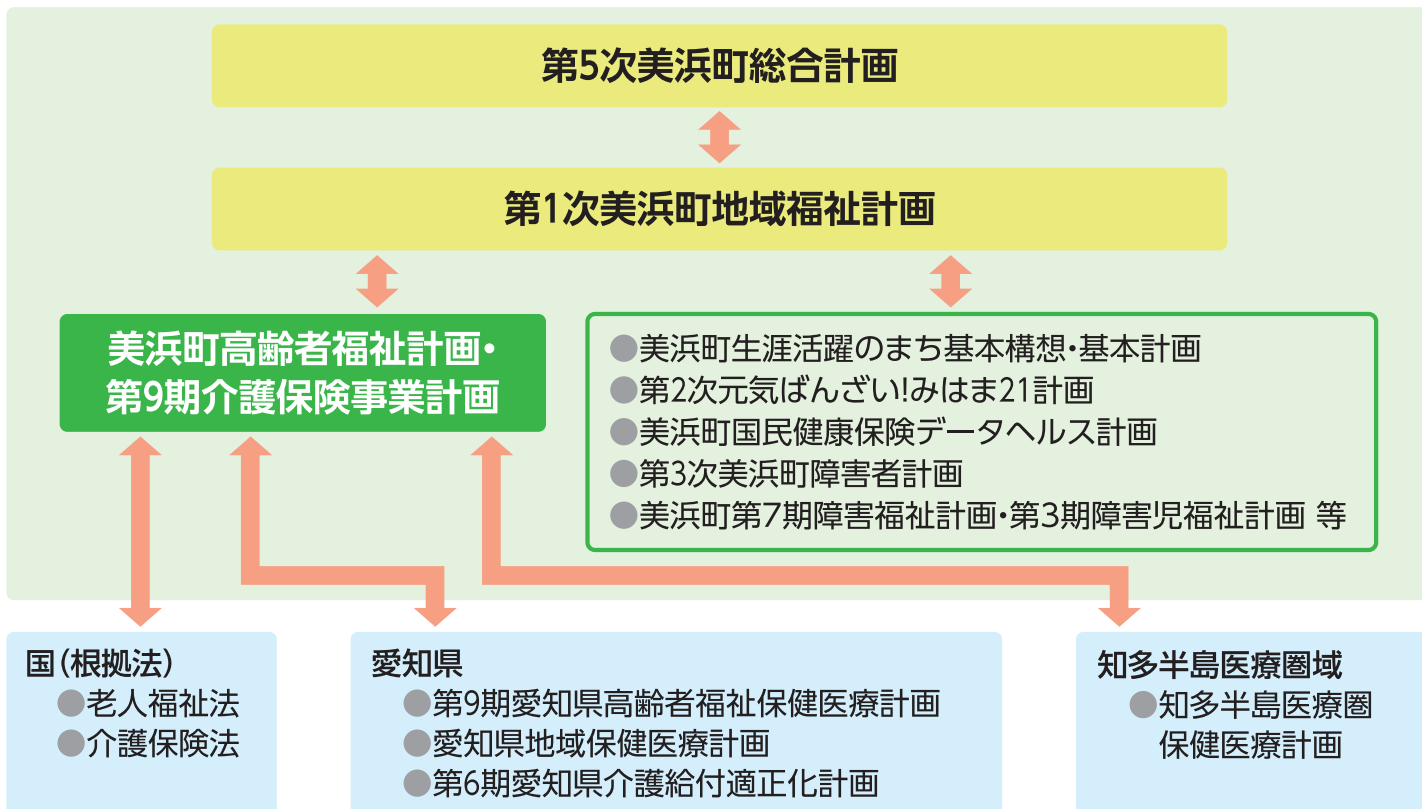
介護保険制度が高齢者やその家族を支えるものとして定着する中、国や美浜町の高齢化は進行しています。今後もさらなる高齢者の増加や現役世代の減少が見込まれ、介護保険制度を維持していくことが重要となっています。

美浜町では、これまで介護保険事業計画を策定し、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援の包括的な確保に取り組んできました。

このような状況を踏まえながら、「地域共生社会」の実現を目指していくため、「美浜町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。

計画の位置づけと計画期間

本計画は、老人福祉法と介護保険法に基づき、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を策定するものです。美浜町の総合計画や地域福祉計画を上位計画とし、その他の美浜町の関連計画や、国の基本指針や愛知県の計画と整合を図ります。本計画の計画期間は、介護保険法第117条第1項に定められているとおり、3年を1期として策定しており、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までを計画期間としています。

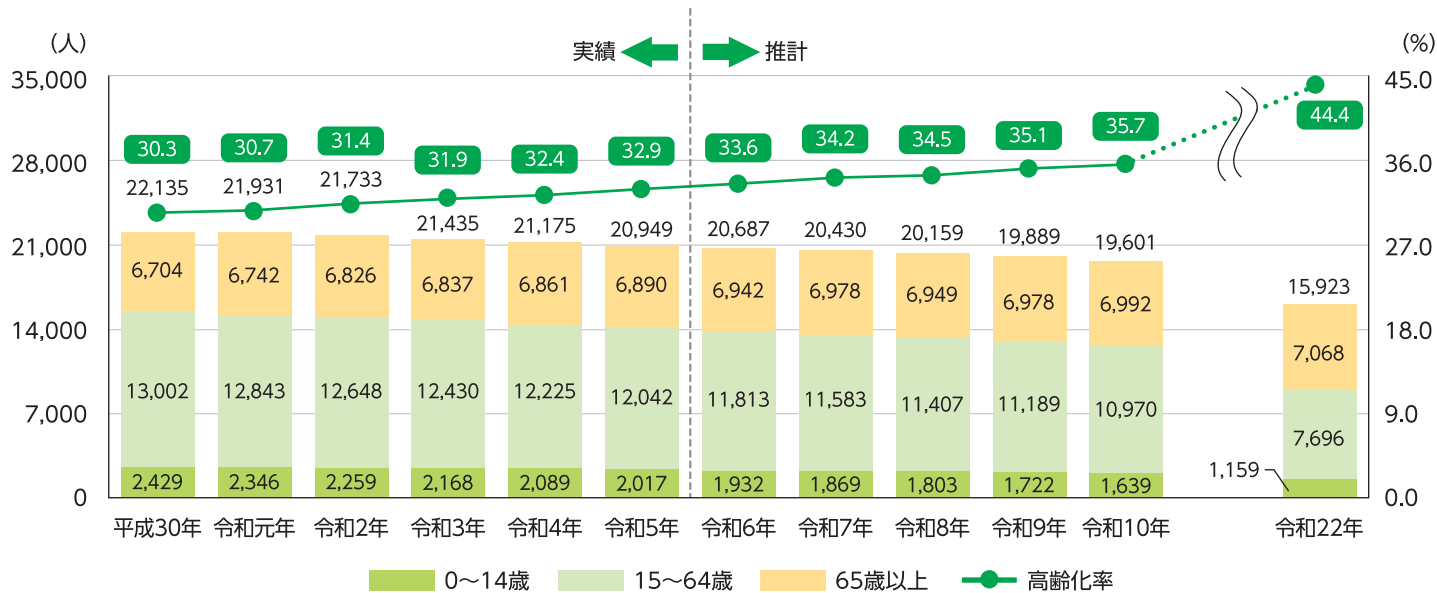


高齢者の現状と今後の見込み

①人口の推移と今後の見込み

本町の総人口は減少しており、令和5(2023)年には20,949人、高齢化率は32.9%となっています。今後の推計をみると、総人口の減少と少子高齢化が進行していくことが見込まれます。

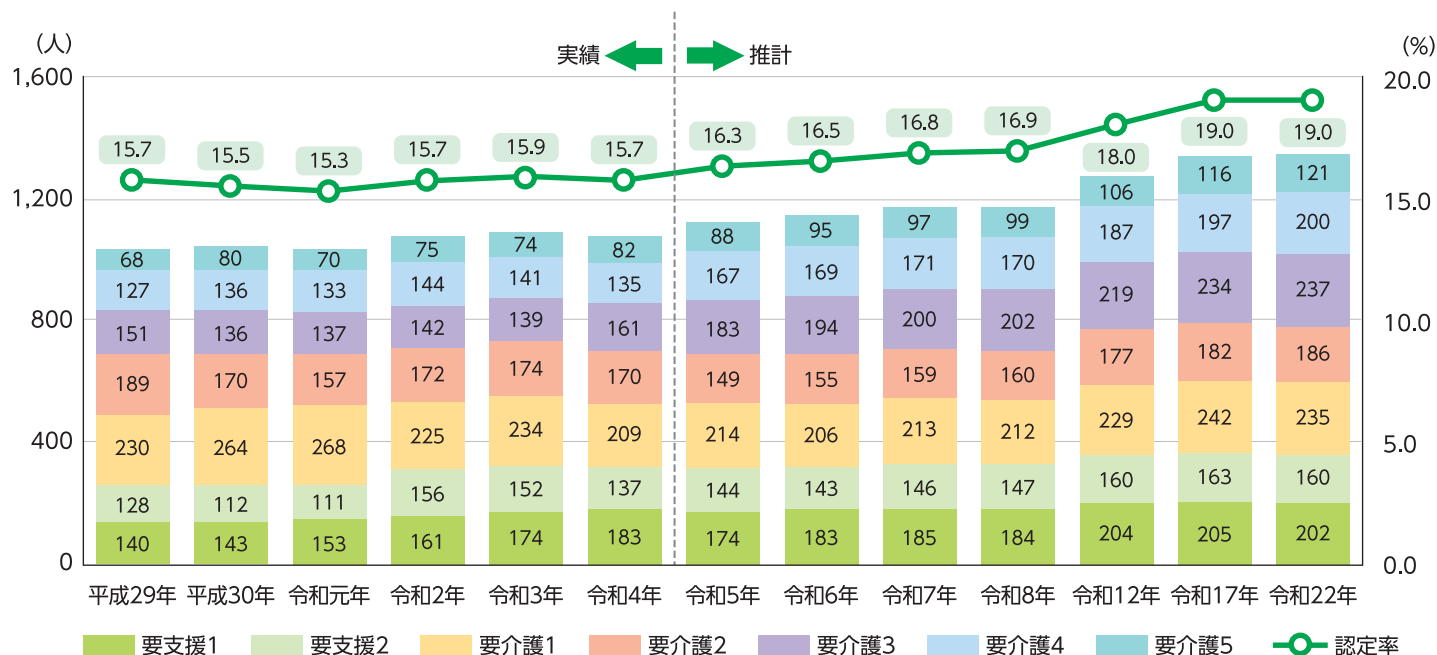
■総人口と高齢化率の推移・推計



②要支援・要介護認定者数の推移と今後の見込み

要支援・要介護度の区分別認定者数は、平成29(2017)年から令和4(2022)年にかけて、要支援1が特に増加しています。今後の推計をみると、いずれも増加が見込まれます。

■要支援・要介護度の区分別認定者数の推移・推計



基本理念と施策の体系

〈基本理念〉

住み慣れた みはま で 支えあい いきいきと暮らせるまちをめざして

基本目標	施策の方向	施策
① 高齢者の 生きがいと 健康づくり	① 生きがいづくり・ 社会参加の推進	①生涯学習・スポーツ活動等の充実
		②地域交流・活躍の場の提供
	② 【重点】 健康づくりと介護予防・ 自立支援の推進	①高齢者の健康づくり事業の推進
		②介護予防・日常生活支援総合事業の推進
② 介護保険事業の 円滑な運営	① 【重点】 認知症施策の 総合的な推進	①認知症に対する理解促進
		②認知症の予防と早期発見、早期対応
		③認知症高齢者に対する生活支援
	② 【重点】 在宅医療・介護 連携の推進	①地域の実情に応じた在宅医療・介護連携の推進
		②切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築
		③在宅医療への理解促進
	③ 介護保険サービスの 質の向上	①介護保険サービスの充実
		②介護サービス事業者への指導・助言
④ 制度の持続 可能性の確保	①介護人材の確保・育成と介護現場の生産性向上	
	②適正な利用の促進と介護給付の適正化	
③ 安心して 暮らせる まちづくり	① 支え合いの 仕組みづくり	①包括的支援体制の構築
		②地域の支え合い活動の推進
	② 安心・安全な 生活環境の確保	①快適な生活環境の確保
		②生活安全の推進
		③防災体制と災害時支援体制の充実
	③ 在宅生活を支える 多様な支援	①在宅高齢者のための生活支援
		②家族介護者への支援
	④ 権利擁護の推進	①高齢者の権利を守る取組の推進
		②高齢者虐待防止に向けた取組の推進

介護保険料

本計画期間中の保険料基準額は以下の通りです。令和12(2030)年度を見据えて、本計画期間中の保険料を設定しました。

計画期間内の給付費の見込み等による保険料は月額5,083円必要となりますが、基金を取り崩すことにより4,600円に引き下げます。

■保険料基準額

	月額	年額
第9期保険料基準額	4,600円 ^{※1}	55,200円

※1 基準額に対する割合で年額保険料額を算出する際に、100円未満の端数は切り捨てています。

本計画期間中の各所得段階別介護保険料は以下の通りです。

■所得段階別介護保険料

月額	基準額に対する割合	年額	対象者
第1段階	0.455 (0.285) ^{※2}	25,100円 (15,700円) ^{※2}	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が町民税非課税の人 本人及び世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第2段階	0.685 (0.485) ^{※2}	37,800円 (26,700円) ^{※2}	本人及び世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人
第3段階	0.69 (0.685) ^{※2}	38,000円 (37,800円) ^{※2}	本人及び世帯全員が町民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない人
第4段階	0.900	49,600円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第5段階	1.000	55,200円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税の人で、第4段階に該当しない人
第6段階	1.200	66,200円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	1.300	71,700円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人
第8段階	1.500	82,800円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
第9段階	1.700	93,800円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人
第10段階	1.900	104,800円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人
第11段階	2.100	115,900円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人
第12段階	2.300	126,900円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人
第13段階	2.400	132,400円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人

※2 ()内は、公費負担による保険料軽減後の数値です。

美浜町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6～8年度

発行：美浜町

TEL：0569-82-1111 (代表)

編集：厚生部 福祉課 高齢介護係

FAX：0569-83-0755 (福祉課)

住所：〒470-2492 知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地

URL：<https://www.town.aichi-mihama.lg.jp/>

発行年月日：令和6年3月